

老発 0126 第 2 号
平成 24 年 1 月 26 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長

扶養控除廃止にかかる養護老人ホームへの入所措置要件、費用の徴収及び軽費老人ホーム A 型の利用料の受領に係る取扱いについて

平成 22 年度税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除については、年少扶養控除及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、これにより、養護老人ホームへの入所措置要件、養護老人ホームの費用の徴収及び軽費老人ホーム A 型の利用料の受領の取扱いに影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置され、当該入所措置要件、費用の徴収及び利用料の受領に関して、扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法等により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされた。

これに伴い、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないこととするため、別添「旧税額計算シート」を参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算すること等により、従来どおりの取扱いが行われるよう対応をお願いする。また、本取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、管内関係自治体に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

対象制度について

①の入所措置要件について、平成22年度税制改正による扶養控除の見直しに伴い、市町村民税の所得割の額が変動し、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条第1項第2号に掲げる経済的理由に該当しなくなる場合があり得るため、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう、生活の状態等を勘案した上で、老人福祉法施行令第6条第1項第3号の規定により、適切に対応すること。

また、下記②及び③の費用の徴収等についても、「平成23年以降分の所得税額」及び「平成24年度以降分の市町村民税額」の算定にあたっては、別添の「旧税額計算シート」を参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応すること。

- ① 老人福祉法第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームへの入所措置に係る経済的理由
（関連法令）老人福祉法施行令第6条第1項第2号
- ② 老人福祉法第28条に規定する措置に要する費用の徴収
（関連通知）「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）
（該当箇所）別紙2の別表2 扶養義務者費用徴収基準
- ③ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第7条に規定する軽費老人ホームA型の利用料の受領
（関連通知）「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）
（該当箇所）別表Ⅱ-2② 平成3年6月30日以前からの入所者にかかる徴収額